

令和8年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
芳賀台地地区塩田調整池ほか耐震性能照査業務

特 別 仕 様 書

(当 初)

項 目	内 容											
第 1 章 総則 (適用範囲)												
第1-1条	令和 8 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 芳賀台地地区塩田調整池ほか耐震性能照査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。											
(目的)												
第1-2条	本業務は、国営土地改良事業芳賀台地地区により造成された塩田調整池及び菅又調整池付帯設備について、レベル 1 地震動及びレベル 2 地震動に対する耐震性能照査を行うものである。											
(場所)												
第1-3条	本業務において対象とする施設の場所は、栃木県芳賀郡市貝町大字塩田及び大字竹内地内、芳賀郡茂木町大字下菅又及び大字上菅又並びに大字坂井地内で、別添業務対象施行位置図に示すとおりである。											
(土地への立入り等)												
第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。											
(一般事項)												
第1-5条	業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた時は、速やかにこれに応じるものとする。											
(管理技術者)												
第1-6条	(1) 管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、博士（当該業務に該当する学術部門）、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目										
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学										
	農業	農業土木 農業農村工学										
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木											
(照査技術者)												
第1-7条	(1) 照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、博士（当該業務に該当する技術部門）、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。											

項 目	内 容		
	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
		農業	農業土木 農業農村工学
	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
(2) 設計共通仕様書第1-7条第4項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。			
	1) 業務計画書作成時		
	2) 第2回打合せ時		
	3) 第3回打合せ時		
	4) 第4回打合せ時		
	5) 報告書原稿作成時		
(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。			
(担当技術者)			
第1-8条	担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条によるものとする。		
(配置技術者の確認)			
第1-9条	設計共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。		
	(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。		
	(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。		
(保険加入)			
第1-10条	受注者は、設計共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。		
第2章 作業条件			
(適用する図書)			
第2-1条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。		
	図 書 名	発 行 所	制 定（改訂）年月
	農業用ダムの付帯設備耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局	令和4年2月
	国営造成農業用ダム耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局	平成24年3月
	土地改良事業計画設計基準「ダム」	農林水産省農村振興局	平成15年4月
	電気設備計画設計技術指針（高低圧編）	農林水産省農村振興局	令和元年9月
	大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）・同解説	国土交通省河川局	平成17年3月

項 目	内 容		
	建築設備耐震設計・施工指針	(一財)日本建築センター	平成26年9月
	配電盤・制御盤の耐震設計指針	(一財)日本電機工業会	平成29年3月
	農業用ダム機能診断マニュアル	農林水産省農村振興局	平成31年3月
	ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）	(一社)ダム・堰施設技術協会	令和2年7月
	官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（平成8年版）	建設大臣官房官庁営繕部監修	平成8年
	既設鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説（2017年版）	(一財)日本建築防災協会	2017年
	※農業水利施設の機能保全の手引きは、農林水産省ホームページ https://www.maff.go.jp/nousin/mizu/sutomane/index.htmlより入手可能。		
	(作業条件)		
	第2-2条		
	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い手戻りのないように留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 現地調査を行う時期の詳細については、監督職員と打合せた後、実施するものとする。 (4) 本業務における検討結果については、別途関連業務により設置する安全性評価委員会に諮る。		
(対象施設)			
第2-3条	耐震性能照査対象施設は、別紙1のとおりである。		
(参考図書)			
第2-4条	本作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。		
	図 書 名	発 行 所	制 定 (改訂) 年 月
	道路橋示方書・同解説 (V耐震設計編)	(公社) 日本道路協会	平成29年11月
	河川構造物の耐震性能照査指針・解説－IV水門・樋門及び堰編－	国土交通省水管理・国土保全局治水課	令和2年2月
	ダム・堰施設技術基準（案）	(一社) ダム・堰施設技術協会	平成28年3月
(貸与資料等)			
第2-5条	貸与資料は、次のとおりである。		
	分類	貸 与 資 料	数 量
	事業誌	芳那潤郷区 ー事業誌ー	1 式
	技術書	塩田調整池 ー技術書ー	1 式
		菅又調整池 ー技術書ー	1 式

項 目	内 容		
報告書	平成24年度国営造成水利施設保全対策指導事業 塩田調整池・竹沼貯水池耐震性能照査業務	1 式	
	平成29年度国営造成水利施設保全対策指導事業 芳賀台地地区菅又調整池耐震性能照査業務	1 式	
	平成30年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 芳賀台地地区菅又調整池耐震性能照査業務	1 式	
	令和6年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 南椎尾調整池他付帯設備耐震性能照査スクリーニング業務	1 式	
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-6条	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。		
(技術提案の履行) 第2-7条	第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、今後業務を実施していく中で、内容が具体化又は追加となる場合がある。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。		
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。 また、技術提案内容の履行にあたっては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。		
(作業の留意点) 第3-2条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、別紙2【作業項目内訳表】（該当項目）に○印で示すものとする。		
	作業項目表		
	作 業 項 目	数量	備考
	1 準備作業	1 式	
	2 耐震性能調査（レベル1地震動）	1 式	
	3 耐震性能調査（レベル2地震動）	1 式	
4 照査	1 式		
5 点検とりまとめ	1 式		
業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 現地調査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (2) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監			

項 目	内 容
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-3条	督職員の承諾を得るものとする。 (4) 第2-4条、第2-5条や受注者が有する資料等を参考にした場合、その出典を明示するものとする。 (5) 機能保全対策シナリオの検討にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）、農業水利施設保全補修ガイドブック2024（（一社）農業土木事業協会発行）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 https://nn-techinfo.jpを参照。 ・ 農業水利施設保全補修ガイドブック2024については、 https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/ ・ 新技術情報システム（NETIS）は、 https://www.netis.mlit.go.jp/NETISを参照。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL[https://www.cryptrec.go.jp/list.html])に記載する基準を用いて信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ①黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ②受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ①受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ②本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ③黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

項 目	内 容
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費、直接経費に含まれる。 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（現地調査実施前）※WEB 第3回 中間打合せ（基本条件策定及び耐震性能照査方針決定時）※WEB 第4回 中間打合せ（総合考察時） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 初回及び最終回、第4回は事務所において対面により行う。なお、第2回、第3回はWeb会議とする。
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	成果物を設計共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく、「不開示情報」に該当する情報について、その箇所黒乗塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイルと綴じで可） なお、要約版を同部数出力すること。
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。 (8) その他重要な変更が生じた場合。

項 目	内 容
(業務スライドの試行) 第6-2条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知） URL（「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」）に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

耐震性能照査対象施設

(1) 塩田調整池付帯施設

施設区分	施設細分	耐震性能照査	
		レベル 1	レベル 2
1. 取水設備			
1-1. 取水ゲート	鋼製スライドゲート φ 900×5孔	○※1	○※1
1-2. 開閉装置(固定部)	油圧シリンダー式	○	○
2. 放流設備			
2-1. トンネル内導水路 (露出部) 固定部	架台	○	○
2-2. ゲート・バルブ設備(S)、 (戸当たりも含む)	(主) 非常放流ゲートSV φ 500	○	○
2-3. 開閉装置(固定部)	(主) 非常放流ゲート；電動スピンドル式	○	○
3. 管理棟・操作室(建築)			
3-1. 中央管理所(土地改良区)	R C 造/2階建て	○※2	
3-2. 取水操作室	R C 造/平屋	○※2	
3-3. 放流操作室	R C 造/平屋	○※2	
4. 操作管理設備			
4-1. 電気設備、操作設備	取水ゲート機側操作盤	○	○
	放流ゲート機側操作盤(非常放流主ゲート用)	○	○

注) レベル 1 及びレベル 2：農業用ダム付帯設備耐震性能照査マニュアル（令和4年2月農林水産省農村振興局整備部設計課）によるものとする。

※1：第5孔のみ対象とする。

※2：「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説2017年改訂版（一財）日本建築防災協会）」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び解説（建設大臣官房官庁営繕部監修平成8年版）」に基づく照査

耐震性能照査対象施設

(2) 管又調整池付帯施設

施設区分	施設細分	耐震性能照査	
		レベル 1	レベル 2
1. 取水設備			
1-1. 取水ゲート	鋼製スライドゲートφ550×4孔	○※1	○※1
1-2. 開閉装置(固定部)	電動スピンドル式	○	○
2. 放流設備			
2-1. ゲート・バルブ設備(S)、 (戸当たりも含む)	(主)河川放流ゲートSVφ200	○	○
2-2. 開閉装置(固定部)	(主)河川放流ゲート；手動式	○	○
3. 管理棟・操作室(建築)			
3-1. 取水操作室	R C 造/平屋	○※2	
3-2. 放流操作室	R C 造/平屋	○※2	
4. 操作管理設備			
4-1. 電気設備、操作設備	取水ゲート機側操作盤	○	○

注) レベル 1 及びレベル 2：農業用ダム付帯設備耐震性能照査マニュアル（令和4年2月農林水産省農村振興局整備部設計課）によるものとする。

※1：第4孔のみ対象とする。

※2：「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説2017年改訂版（一財）日本建築防災協会）」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び解説（建設大臣官房官庁営繕部監修平成8年版）」に基づく照査

耐震性能照査作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量	該当項目
1. 準備作業 1-1. 資料の検討	貸与資料を整理把握し、作業計画を樹立する。	1 式	○
1-2. 現地調査	本業務の検討に必要な現地調査を行い、貸与資料と現地との整合性を目視により確認する。	1 式	○
「塩田調整池付帯施設」 2. 耐震性能照査 (レベル 1 地震動)	過年度業務にて選定された耐震性能照査対象設備について、耐震性能照査（レベル 1 地震動）を実施する。なお、対象施設は、別紙-1 耐震性能照査対象施設の耐震性能照査欄のとおり想定する。	1 式	○
「塩田調整池付帯施設」 3. 耐震性能照査 (レベル 2 地震動)	過年度業務にて選定された耐震性能照査対象設備について、耐震性能照査（レベル 2 地震動）を実施する。入力地震動については、ダム堤体の安全性評価と同じ地震動を用いることを基本とする。ただし、大きな地震がダム地点で観測された場合は、観測された地震波形情報等を基に、入力地震動の変更を検討する。なお、対象施設は、別紙-1 耐震性能照査対象施設の耐震性能照査欄のとおり想定する。	1 式	○
「菅又調整池付帯施設」 4. 耐震性能照査 (レベル 1 地震動)	過年度業務にて選定された耐震性能照査対象設備について、耐震性能照査（レベル 1 地震動）を実施する。なお、対象施設は、別紙-1 耐震性能照査対象施設の耐震性能照査欄のとおり想定する。	1 式	○
「菅又調整池付帯施設」 5. 耐震性能照査 (レベル 2 地震動)	過年度業務にて選定された耐震性能照査対象設備について、耐震性能照査（レベル 2 地震動）を実施する。入力地震動については、ダム堤体の安全性評価と同じ地震動を用いることを基本とする。ただし、大きな地震がダム地点で観測された場合は、観測された地震波形情報等を基に、入力地震動の変更を検討する。なお、対象施設は、別紙-1 耐震性能照査対象施設の耐震性能照査欄のとおり想定する。	1 式	○
6. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	○
7. 点検とりまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書を作成する。	1 式	○